

資源持ち去り対策にご協力ください

墨田区では週1回、ごみ・資源の集積所で資源回収を実施していますが、ここ数年、区が回収する前に無断で持ち去る行為が横行しています。現在、区では下記のとおり対策を講じております。区民の皆様と協働で「持ち去りにくい環境」を作っていくことが有効であると考えておりますので、ご協力をお願いします。

＜区が実施している取り組みの一部＞

- [1] 横断幕を取り付けています（右写真）
- [2] 集団回収を推奨しています（裏面参照）
- [3] パトロールを実施しています
- [4] 防止グッズを配布しています（下記参照）
- [5] 条例で持ち去り禁止を規定しています

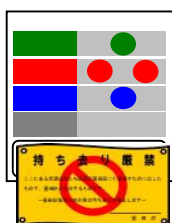
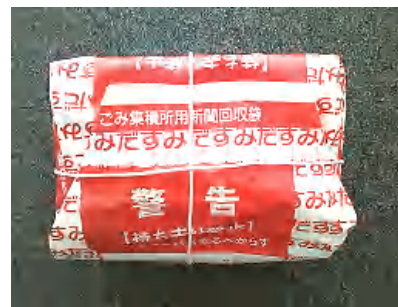
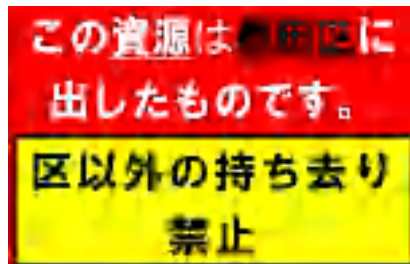
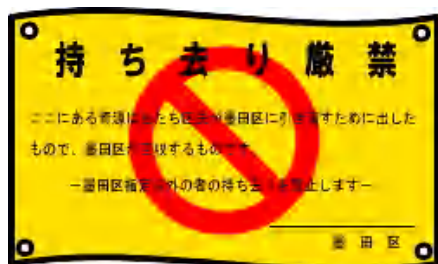


＜区民の皆様へのお願い＞

- [1] 前日や早朝には出さない
- [2] 古紙やアルミ缶は集団回収へ出す
- [3] 可能な範囲で町会パトロールを行う
- [4] 防止グッズを活用する（下記参照）
- [5] 区に持ち去りの情報を通報する

持ち去り防止グッズの紹介 ※すみだ清掃事務所分室で配布しています。

	[1]防止シート	[2]防止シール	[3]新聞専用回収袋
使用方法	防鳥ネットもしくは集積所看板に取り付けて使用してください。	新聞や雑誌の束の上部に貼り付けてください。 （ホームページからの印刷や手書きでも有効です。）	7分目まで入れて、ひもで縛ってください。（下記写真は集積所用ですが、集団回収で使用できるものもあります。）



※持ち去り防止グッズの使用により、持ち去り行為者に対する抑止・効果的な取締りの実施が可能となります。
町会・自治会単位でご協力いただける場合には、すみだ清掃事務所までご相談ください。

回覧													
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※裏面へ

集団回収をご活用ください

集団回収の推奨

区では、資源持ち去り対策に有効な方法のひとつとして、集団回収への移行を推奨しています。特に持ち去られやすい古紙やアルミ缶は、お近くの集団回収団体にお出してください。

よくある質問コーナー

質問 集団回収とは？

答え 区民の皆様が協力して資源を集め、契約した資源回収業者に引き渡し、自主的なリサイクル活動です。

質問 集団回収に出すには？

答え お近くの団体をご紹介しますので、すみだ清掃事務所へお問合せください。

質問 集団回収を始めるには？

- 答え ①ご近所で10世帯以上のグループを作ります。
②資源回収業者を選び、回収品目や回収日を決めます。
③すみだ清掃事務所に団体登録手続きをして始めます。

質問 区からの支援にはどんなものがあるの？

- 答え ①報奨金が支給されます。(1kgあたり6円。※H22年1月現在)
②支援物品が配布されます。(軍手・紙ひも・表示旗・台車・コンテナ・ネット・ミニストックヤード等があります。※数量等の制限もあります)

集団回収の目印



メリット

- [1] リサイクル意識が高まります
- [2] 地域のつながりが深まります
- [3] 地域の実情に合わせて活動できます
- [4] 質の高い資源が集まります
- [5] 報奨金を得られます

デメリットと対策方法

- [1] 特定の人に負担がかかってしまう
→ 役割分担で解消！
- [2] 回収が月1、2回になり、家の中に資源がたまってしまふ
→ 保管場所を確保することで解消！
(ミニストックヤード等)

【集団回収ミニ情報（H20年度）】※新聞袋1束を7kgとして計算

一人あたりの排出量	23区中8位	新聞袋で約4.5袋分
一世帯あたりの排出量	23区中7位	新聞袋で約9袋分

【集団回収と行政回収の回収量割合（H20年度）】

	新聞	雑誌	段ボール	アルミ缶
集団回収	85%	67%	46%	67%
行政回収	15%	33%	54%	33%

【古紙の回収を集団回収に移行したA区の効果】

- ・ 古紙回収量が増加した！
- ・ 集団回収団体が活性化した！
- ・ リサイクル意識が向上した！
- ・ **不法投棄や資源の持ち去りが減少した！**

集団回収の資源持ち去り対策

集団回収においても持ち去りの被害に遭うとの声が寄せられています。

下記の取り組みを参考に、各団体に合った対策の実行をお願いします。

- [1] 曜日/時間/場所：週一回の行政回収と重ならないようにしましょう。
- [2] 排出方法：「持ち去り禁止」と意思表示しましょう（右例参照）。
※集団回収で使用できるシールや新聞袋もありますのでお問合せください。
- [3] 保管方法：保管場所に鍵を掛けたり、
可能であれば監視カメラを設置したりしましょう。
- [4] 引渡し方法：一人ではなく複数で立ち会いましょう。
- [5] 悪質な場合：警察に相談してみましょう。

資源持ち去り禁止

この資源は、私たち集団回収団体
()が
契約回収業者に出したものです。
《 墨 田 区 》

↑ ホームページからの印刷でも
手書きでも有効です。

【問合せ】すみだ清掃事務所分室: 電話03(3613)2228